

平成 30 年 第 3 回 定 例 会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 30 年 9 月 11 日 開会

平成 30 年 9 月 21 日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成30年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成30年9月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信  
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積  
会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局長書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

報告第4号平成29年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の

## 報告

報告第5 号平成29年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

認定第1 号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第32号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例を定める件

議案第33号鳴沢村職員の配偶者同行休業に関する条例を定める件

議案第34号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第36号鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第37号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議案第38号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

同意第5 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

同意第6 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

同意第7 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

発議第2 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

請願第2 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費

## 国庫負担制度拡充を図るための請願

### 8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第4 号平成29年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告
- 日程第5 報告第5 号平成29年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告
- 日程第6 認定第1 号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第32号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例を定める件
- 日程第8 議案第33号鳴沢村職員の配偶者同行休業に関する条例を定める件
- 日程第9 議案第34号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第10 議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第11 議案第36号鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第12 議案第37号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第13 議案第38号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 1 4 議案第 3 9 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 2 号)

日程第 1 5 議案第 4 0 号平成 3 0 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算 (第 1 号)

## ◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会開会に先立ちまして、挨拶申し上げます。

本日ここに平成30年第3回鳴沢村議会定例会のご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆さんには何かとご多忙の折、全員の出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびの西日本を中心とした活発化する前線の影響により、平成で最悪と言われている甚大な豪雨災害、また、さきの台風21号の通過により、各地に猛威を振るい、大きな爪跡を残すなどの被害、さらに6日の早朝に北海道で震度7の地震により土砂崩れや倒壊した家屋等、多くの災害が発生いたしました。この大災害により、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者とその家族並びに関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今年の夏は、全国で観測史上最高気温を記録し、8万人を超える方々が熱中症等で医療機関に搬送されるニュースが絶えませんでした。

秋雨前線や台風襲来の時期を迎え、想定外等の災害、または防災訓練の成果、体調管理もあわせて十分配慮され、議員活動に励まれるようお願いいたします。

さて、今定例会の事件につきましては、平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定を初め、条例改正、補正予算、同意案件等であります。慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

開会 午前10時32分

議長（佐藤博水君） ただいまから、平成30年第3回鳴沢村村議

会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

**議長（佐藤博水君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 皆さん、こんにちは。

本日より鳴沢村議会第3回定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会の中、開会できますことに対しまして、感謝と敬意を申し上げます。

「また今年もか」になりますが、6月には入梅が明け、7月には西日本豪雨災害、先日は大型台風21号に続いて北海道地震と、全国でいろいろな災害が発生して、お亡くなりになった方、また被災した方々にご冥福をお祈りするとともに、早くの復興を願うものであります。

このように、全国ではいろいろな災害が発生しておりますが、今のところ鳴沢村では、台風による停電ぐらいで、人災には至っておりませんが、いつ何が起こるかわからないような昨今であります。

9月2日には、議会でも出動していただきました防災訓練などのように、訓練だけで済むよう、神仏に願うものです。

村の農家の方は、春先の渴きや病害発生、猛暑で大変なようでしたが、価格は高値でよいようです。

猛暑とありますが、鳴沢村でも7月から30℃を突破する日があり、大変でした。8月の山中湖村では33℃を突破し、避暑地とは言えないとの報道もありましたが、鳴沢村でも同じだと思っております。



何はともあれ、村が災害に遭わないことを願い、今議会には報告2件、条例を定める件2件、条例改正5件、補正予算2件、決算認定1件を上程しております。

各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いたします。

---

**議長（佐藤博水君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦利雄君、小林利雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月20日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を

省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成30年第2回定例会において議決しました各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

**議会運営委員長（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。**

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成30年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月7日の午前11時及び10日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月7日の委員会で決定された事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より9月21日までの11日間とし、詳細は配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、請願第2号を本会議に上程することとし、発議第2号の意見書の採決により、みなし採択とすること。

4、一般質問通告日は、9月10日正午までとすること。

以上であります。

次に、9月10日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた5名7件の一般質問通告の取り扱いについては、一部文言の訂正をした上で、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

**総務教育厚生常任委員長（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月7日午後6時30分より委員会を招集いたしました。

委員4名と職務のために議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、スポーツ推進委員との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、会議室において、若者や子育て世代の方が多く在籍しているスポーツ推進委員の方々と座談会を開催し、村の行政全般に関してご意見やご要望を伺いました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、意見を聴取したスポーツ推進委員の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、体育施設の設備や予約方法等の改善、活き活き広場の利用方法等の改善などについて、今後開催される議

員協議会へ、総務教育厚生常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成30年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月7日午前9時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅周辺の新たな観光施設の整備について及び道の駅の農産物の販売管理の改善についての2件です。

会議では、これら2件について協議いたしましたが、道の駅の現場の状況などを今後関係者に聴取することとし、今後も継続して委員会で協議していくことを決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 広報常任委員長 小林清一君。

**広報常任委員長（小林清一君）** 3番 小林清一。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

平成30年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議に

において議決された件についての報告であります。

7月20日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員4名と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第33号（案）についてと、議会広報モニター制度導入の検討についての2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第33号について、レイアウトや掲載する記事の内容などについて協議し、先月8月1日、全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、6月定例会の情報のほか、平成29年度に行われた一般質問の追跡レポートの枠を設け、特集として掲載いたしました。

また、議会広報モニター制度導入については、今後も継続して審議していくことを決定いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（佐藤博水君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの11日間と決定しました。

---

◎日程第4 報告第4号平成29年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第5 報告第5号平成29年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長（佐藤博水君） 日程第4、報告第4号平成29年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第5号平成29年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 報告第4号平成29年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成29年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率がマイナス2.1%で、前年度より0.4ポイント増加しました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標です。この比率が25%を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成28年度の実質公債費比率はマイナス2.5%でしたが、全国1,741市区町村中27位、県内では27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額より、これらに充当できる基金などの財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第5号平成29年度鳴沢村水道事業会計資金

不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計については、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。この規定に基づき、去る9月5日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書最下段にあるように、是正改善を要する事項といたしましては、特に指摘すべき事項がないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。

また、算定の根拠として、お手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ、鳴沢村は健全な財政運営がなされておりますが、依然として村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で報告第4号及び第5号についての報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で報告第4号及び第5号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2

項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

◎日程第6 認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに  
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（佐藤博水君） 日程第6、認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計を初めとする5つの特別会計に係る平成29年度の決算は、全ての会計の歳入総額28億9,640万7,795円、歳出総額26億4,951万5,890円となりました。

この歳入歳出の差し引きである形式収支は2億4,689万1,905円、形式収支から平成30年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源3,174万4,000円を差し引いた実質収支は2億1,514万7,905円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存であります。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。



**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 渡邊明雄君。

**監査委員（渡邊明雄君）** 6番 渡邊明雄。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果、及び予算の執行実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、平成30年9月4日及び5日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成29年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成29年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

**◎日程第7 議案第32号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例を定める件**

**議長（佐藤博水君）** 日程第7、議案第32号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。  
**総務課長（渡辺一博君）** 議案第32号鳴沢村職員の自己啓発等休業に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の一部改正により、自己啓発等休業制度が制定され、国と本村との間に権衡を失しないよう条例整備を行うものであります。

内容としましては、自己啓発等休業に関する条例を定めるものであります。

自己啓発等休業は、自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事せず、これらの活動を行うことを認める制度です。

公務員を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員に自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するための柔軟な仕組みとして設けられたものです。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行とするものであります。

以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第8 議案第33号鳴沢村職員の配偶者同行休業に関する条例を定める件

◎日程第9 議案第34号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第8、議案第33号鳴沢村職員の配偶者同行休業に関する条例を定める件及び日程第9、議案第34号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長(渡辺一博君)** 議案第33号鳴沢村職員の配偶者同行休業に関する条例及び議案第34号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましても、先ほどの議案と同じく、地方公務員法の一部改正により、配偶者同行休業が制定され、国と本村との間に権衡を失しないよう条例整備を行うものであります。

内容としましては、配偶者同行休業に関する条例を定めるものであります。それに関連して、議案第34号の関連条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

配偶者同行休業は、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活をともにするための休業制度であります。職員が家庭責任を全うしながら能力を最大限に発揮して勤務するためには、それぞれの事情やニーズに応じて継続的に勤務できるような選択肢を拡充していくことが重要との観点から、仕事と家庭生活の両立支援の一つの方策として設けられたものであります。

新規制定することにより、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務の促進への強化を図っていくものであります。

続いて、議案第34号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

こちらは、先ほど説明した鳴沢村職員の配偶者同行休業に関する条例の第9条に基づき、任期付採用及び臨時的任用をした場合、その者は育児休業をすることができないとされることから、根拠法令である地方公務員法の規定を引用して整備するものであります。

鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の1ページをごらんください。

第2条第1項第1号中及び第9条第1項第1号中の育児休業法の前に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は」を加えるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第33号及び34号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第33号及び議案第34号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、議案第33号及び議案第34号は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（佐藤博水君）** 日程第10、議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。  
**総務課長（渡辺一博君）** 議案第35号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、国家公務員の傷病休暇に準じて所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第13条第1項の傷病休暇の期間を「その都度必要と認められる期間」から「90日を上限」に改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行とするものであります。

以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

90日以上休んだ後の取り扱いは、どうなんですか。

**議長（佐藤博水君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 同じ病気で90日を超えて休む場合は休職命令を出し、違う病気が発病して90日を超える休みが必要になった場合は、再申請を行うことができます。

**議長（佐藤博水君）** そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第36号鳴沢村人事行政の運営等の状況  
の公表に関する条例の一部を改  
正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第11、議案第36号鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 議案第36号鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の1に基づき、職員の休業に関する状況を報告しなければならないため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の第1項第4号に「職員の休業に関す

る状況」を加え、以降の号番を繰り下げるものであります。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第12 議案第37号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（佐藤博水君）** 日程第12、議案第37号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 議案第37号鳴沢村職員給与条例の一部



を改正する条例を定める件について、説明させていただきます。

本議案につきましては、職員の育児の選択肢の幅を広げるため、制度として定めるものと、懲戒処分や刑事事件を起こした職員に対して必要な事項を定めるものであります。

議案第37号の鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例の1ページをごらんください。

これにつきましては、育児短時間勤務職員等の給料月額を定めるものであります。本村では、過去に育児短時間勤務を希望する職員等はいませんでした。国との権衡を失しないよう、条例整備を行うものであります。

続いて、2ページ以降において、期末勤勉手当の支給制限及び支給の一時差しとめを定めるものです。これは懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分を受けた者に期末勤勉手当を支給しないことや、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その判決が確定していない場合などに期末勤勉手当の支給の一時差しとめを行うものであります。本村においては、過去に刑事事件等はございませんが、もしも該当者が出てしまった場合に対応できる仕組みを定めるものです。

なお、附則として、条例の施行期日を公布の日から施行とするものであります。

以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第13 議案第38号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成  
に関する条例の一部を改正する  
条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第13、議案第38号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長(三浦寿得君)** 議案第38号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、所得税法等の一部を改正する等の法律が改正されたことに伴い、字句の修正をするものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第4条第1項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものであります。所得税法の改正に伴い、控除対象配偶者の定義が同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者へ変更となったことにより、控除対象配偶者のままでは、適用対象者が従来 of 範囲より限定されてしまうことから、適用対象範囲を従来と同じくするため、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものであります。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

経過措置としまして、平成32年1月1日以降に受けた医療費の助成について適用し、同日前に申請する医療費の助成につきましては、なお従前の例によるものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第14 議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第15 議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

**議長(佐藤博水君)** 日程第14、議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び日程第15、議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)及び議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに3,085万円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を27億2,958万8,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、小学校管理運営費1,464万5,000円、土木防災対策事業710万円、次世代育成支援対策事業304万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金2,988万8,000円、国庫支出金48万6,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成30年度予算と平成29年度から平成30年度に繰越明許させていただいた予算の総額は28億1,075万8,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第39号及び議案第40号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号及び議案第40号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

**議長（佐藤博水君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月12日から20日までの9日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月12日から20日までの9日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月21日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月11日

議会議長

署名議員

署名議員

## 平成30年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成30年9月21日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水		

### 2、欠席議員

なし。

### 3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡邊英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信  
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積  
会計管理者 佐藤政中

### 4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第4 議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算

(第2号)

- 日程第5 議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)
- 日程第6 同意第5号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める  
件
- 日程第7 同意第6号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を  
求める件
- 日程第8 同意第7号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を  
求める件
- 日程第9 発議第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及  
び義務教育費国庫負担制度拡充を図る  
ための意見書の提出
- 日程第10 請願第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及  
び義務教育費国庫負担制度拡充を図る  
ための請願
- 日程第11 一般質問
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件



再開 午後 3 時 0 0 分

**議長（佐藤博水君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、三浦直樹君、渡辺圭一君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 3 0 年第 2 回定例会以降開かれまして一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林利雄君。

**8 番（小林利雄君）** 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

平成 3 0 年 6 月 2 8 日午後 2 時より第 2 回定例会が招集され、会議が行われました。

議員 1 7 名と会議事件説明のために組合長初め事件説明のために執行部 2 人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 2 8 日 1 日間と決定されました。

次に、大嵐地区議員に変更があり、小笠原良雄君が入会権対策委員会に決まりました。

会議事件は2件で、内容としましては、議案第4号平成30年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算（第1号）について。内容は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,787万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,535万4,000円とする。

次に、美化協議案第3号平成30年度スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第1号）について。内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,503万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,804万円とする。

2案件とも原案のとおり可決されました。

次に、報告事項として、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画について、また部分林内違法伐採についての説明があり、承認されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 富士五湖広域行政事務組合議会、7番 三浦利雄君。

**7番（三浦利雄君）** 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

8月23日午後2時半より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、議員19名と会議事件説明のため代表理事、堀内茂富士吉田市長、小林優鳴沢村長を初めとした理事、事件説明のために執行部の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期が23日1日間と決定されました。

会議事件は、選任4件、報告2件、議案5件の11件でした。

選任の4件につきましては、いずれも議会運営委員会及び常任

委員会の議会構成に係るものです。

報告の2件はいずれも専決処分で、まず報告第1号は広域行政事務組合一般会計補説予算（第2号）で、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,143万8,000円を減額したものです。これは主に平成29年度末に見込まれた余剰額の減額によるものです。

報告第2号平成29年度富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）についても同様に737万5,000円の減額が行われました。

以上の専決処分に係る2件の報告は、原案どおり承認されました。

議案第6号から議案第8号については、平成29年度の決算認定で、一般会計、収入済額15億2,736万円、支出済額15億2,728万円、富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計、収入済額872万円、支出済額485万円。富士五湖聖苑特別会計、収入済額9,080万円、支出済額8,879万円となり、決算特別委員会への付託及び審査の上、3件とも認定されました。

議案第9号は、平成30年度一般会計補正予算（第1号）で、歳入における消防費負担金を減額し、同額を消防特別負担金において増額したものです。

議案第10号は、財産の取得で、高規格救急自動車1台について、老朽化が著しいため3,197万円にて取得するものです。

以上、富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに

## 特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（佐藤博水君） 日程第3、認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長（渡邊政司君） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成29年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月11日及び19日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員からは多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましても、議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくようさらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（佐藤博水君）** 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第2号）

◎日程第5 議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第1号）

**議長（佐藤博水君）** 日程第4、議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）及び日程第5、議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

**予算決算常任委員長（渡邊政司君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第39号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）及び議案第40号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補正予算2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い9月21日午後1時30分に再開し、付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算2議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第39号及び議案第40号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第39号及び議案第40号の2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(佐藤博水君)** 起立全員です。したがって、議案第39号及び第40号の2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第6 同意第5号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第6、同意第5号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 勝君)** 同意第5号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

代表監査委員の梶原先勝氏が平成30年9月30日に任期満了となることを受け選任するものですが、引き続き鳴沢村732番地、梶原先勝氏を選任したいと思います。

ご存じのとおり人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定

により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（佐藤博水君）** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7 同意第6号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意  
を求める件

◎日程第8 同意第7号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意  
を求める件



**議長（佐藤博水君）** 日程第7、同意第6号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件及び日程第8、同意第7号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件の2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。  
**村長（小林 優君）** 同意第6号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件及び同意第7号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺虎英氏及び渡邊房貴氏が9月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村2920番地、渡邊みゆき氏及び鳴沢村7216番地、三浦雄一郎氏を任命したいと思います。

ご存じのとおりお二方ともに人格が高潔で教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより同意第6号及び同意第7号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(佐藤博水君)** 起立全員です。よって、同意第6号及び同意第7号の2件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**◎日程第9 発議第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出**

**議長(佐藤博水君)** 日程第9、発議第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。1番 三浦直樹君。

**1番(三浦直樹君)** 発議第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場における課題が複雑化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。

特に小学校においては、今年度から新学習指導要領の移行期間

に入り、対応に苦慮する状況となっており、教職員定数改善なども重要な課題となっております。また、日本はOECD諸国に比べ、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請です。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、きわめて重要です。

未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、また学校における職場環境を改善し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにする必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 請願第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

**議長(佐藤博水君)** 日程第10、請願第2号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第2号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

---

### ◎日程第11 一般質問

**議長(佐藤博水君)** 日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの「職員採用に関して障害者雇用の基本的な考え方について」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番(渡邊政司君)** 職員採用に関して、障害者雇用の基本的な考え方について村長に伺います。

先月、省庁では障害者手帳による確認をせずに障害者数を水増ししていたとの新聞報道がありました。省庁による水増しは、本来就業できるはずだった障害者の労働機会を奪うものでした。

障害者雇用促進法とは、企業や国・自治体などに一定の割合以上の障害者を雇用するよう義務づけ、障害者の雇用機会を広げ、障害者が自立できるよう社会を築くことを目的とした法律です。

2018年4月からは、障害者雇用率を民間企業は2.2%に、国・地方自治体・特殊法人などは2.5%へとそれぞれ引き上げられています。法定雇用率に達しない企業には罰則として不足数1人につき月5万円の納付を求めています。

国や各自治体は、率先して雇用する立場という考えから納付制度はありませんが、障害者を雇用していく義務があります。

職員採用に関して、障害者雇用の基本的な考え方を村長に伺います。

また、一つの仕事でも仕事を細分化していけば誰でもできる難易度の低いものから難易度の高いものまで分けることができま

す。また、各課をまたいで類似している仕事をまとめれば業務の効率化、細分化した業務を多能工化すれば仕事量の偏り、負荷を平準化することもできます。

障害者雇用に取り組んでいる民間企業と同じように障害者の雇用の場をつくり出すお考えはありますか。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡辺政司議員の「職員採用に関して障害者雇用の基本的な考え方は」という質問ですが、先ほど障害者の雇用促進等に関する法律に基づいて全ての事業主が障害者を雇用しなければならないという内容のお話でしたが、もちろん行政も同様であり、政司議員が言われたように行政は率先して取り組んでいかなければならないものと認識しております。

そこで、この法律に基づく本村の法定雇用障害者数の状況について説明いたしますと、山梨労働局への報告が義務づけられております本年6月1日現在の調査の結果、村長部局に在職する正規職員に1年以上引き続き雇用が見込まれる非常勤職員を加算した職員総数から、同法施行令で定められている消防団員などの除外職員数を控除して算定の基礎となる職員数を求め、この数値に法定障害者雇用率である2.5%を乗じて得た法定雇用障害者数が1.125人、小数点以下の端数を切り捨て、人数で申し上げますと1人以上の雇用がこの法律によって求められているということが今回の調査で判明いたしました。

昨年度と同調査に基づく本村の法定雇用障害者数は0.851人で、小数点以下の端数は切り捨てることになっておりますので、昨年度の障害者の雇用義務はなく、また昨年度以前につきましても、同調査に基づく本村の障害者の雇用義務はありませんでしたが、本年4月の法定障害者雇用率の引き上げ等により今回1人以上の障害者雇用が求められました。

障害者の雇用は法定義務であり、行政は率先して取り組んでいかなければなりません。障害の内容や程度につきましては、当然個々で異なるため、障害者雇用を進めるに当たり職務の選定や労働条件の検討、職場環境の整備などを今後検討していく必要があります。

具体的には、職員の中に分散して組み込まれている作業等を集約し、新しい職務として再構築を行うなど障害者が従事できる職務を洗い出し、早期離職を防止するために障害者の適性に合った職務の創設を行っていく必要があると考えております。

ご承知のとおり本庁舎は、建設から半世紀以上が経過しているため設備の老朽化が著しく、また狭あい化やバリアフリーにも十分に対応できていないのが現状でありますので、正規職員限定での雇用ではなく、先ほど申しあげましたさまざまな配慮が比較的容易な非常勤職員の雇用を視野に入れて十分検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後障害者の雇用に向け、山梨労働局、ハローワークなどとも情報・意見交換等を行い、法定雇用率を達成できるように検討していきたいと考えております。

以上で、渡邊政司議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 職員に障害者がいれば高齢者や身体障害者に配慮した庁舎づくりができ、周辺の環境を含めた人にやさしいバリアフリー化も実現できます。障害者雇用については、大きなメリットがあることをお伝えして質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「小学校等の教育環境について」の質問を許します。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 小学校等の教育環境について、村長、教育長

にお尋ねをいたします。

小学校の教育環境及び保育所の保育環境は、村が管理しておりますが、地域、各自治体によって対応には差があります。今年の夏は観測史上最高の外気温となった地域が数多く見られました。この異常な気象環境は想定外などと言われ、予想できないものとされますが、児童、園児にとっては過酷な状況であると思います。

小学校並びに保育所にエアコンを設置する考えはありますか。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林昭一議員の質問にお答えさせていただきますが、小学校のほうは教育長から答弁させていただきます。

まず、保育所につきましては、暑さ対策といたしまして、昨年度各部屋に2台ずつの扇風機を設置しております。しかし、今年は異常な猛暑を記録しており、保育所といたしましても暑さを考慮した保育を行っております。

保育所の状況ですが、園内8ヶ所で気温を測定しておりましたが、7月18日から9月10日までの期間で、計測日数39日のうち全部屋で27度を超える日数が20日以上あります。また、28度を超えている日数が20以上の部屋が3ヶ所あり、窓を開け扇風機で対応しております。また、水遊びをしたり、こまめに水分補給させるなど園児の体調管理を行っております。

保育所は、昭和55年に竣工し老朽化が進んでいるため、エアコン設置には部分的な改修工事や改良工事が付随して発生することが想定され、通常のエアコン設置より費用がかさむものと思われれます。現時点でエアコン設置工事に該当する補助金はありませんが、保育所は構造上、風通しも悪いため、財政と協議しながらゼロ歳児、1歳児、ホールなどを優先的にエアコン設置を検討していきたいと考えております。



小学校については、教育長から答弁をさせます。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村教育長 渡邊伸一君。

教育長（渡邊伸一君） 続きまして、鳴沢小学校へのエアコン設置の質問にお答えします。

6月に梅雨明けし、例年になく高温が続いた今夏でありました。小学校のエアコン設置状況は、コンピューターサーバーが室温上昇による誤作動、故障の原因となるためパソコン教室のみに設置しております。

記録的な猛暑が続いたわけですが、日本の教育制度では夏の高温多湿な時期に児童を正規な授業から開放し、その心身に休養を与え、長期間の休業日を活用し、心身を鍛えたり、学校ではできない自然に触れる体験などを経験する目的の夏休みがあります。鳴沢小学校でも7月21日から8月20日までの1ヶ月間の夏季休業日を実施しました。

夏休み期間は、小学校施設内にいるのは教職員のみですので、現時点での冷房機器の必要性は低いと考えております。小学校施設内の8月21日の2学期始業式から31日までの10日間の最高気温は、平均で1階の1年生の教室が26.1度、2階の6年生の教室が28.1度でありました。夏休み明け、猛暑も落ち着いたと感じております。

7月に小学校へ確認したところ、北側の窓を開ければ涼しい風が入り、エアコンの必要性は特に感じないが、保健室には必要との回答でありました。また、屋外の体育の授業は、授業時間の短縮、授業途中の休憩、水分補給、こちらは児童が持参した水筒の水とかお茶・スポーツドリンク等で対応しているとの回答でありましたので、現時点での普通教室への導入は考えておりません。

しかし、財政と協議しながら国庫補助金等の財源を活用し、学

校保健の拠点である保健室へのエアコン設置を含め、今後の夏の気温の恒常状況、また近隣市町村の導入状況などを見ながら冷房機器の設置を検討していきたいと考えております。

以上で小林昭一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 小学校につきましては、保健室を検討しているというような話もありました。ふだん子供たちが授業を受ける普通教室のエアコンの普及率についてですが、1998年度は3.7%にすぎなかったわけですが、2017年の調査では49.6%まで上昇しているそうです。温暖化が進むこの20年の間に普通教室のエアコン設置率は大幅に高まっております。

また、義務教育段階においては、自治体だけでなく、基本的には同一の教育環境は公平に保障されるべきだというふうに資料もなっておるところもありますので、ぜひ検討していただき、小学校においては学校施設環境改善交付金等を十分活用できるような気がするんですけども、検討していただきながら改善をしていただきたいと思います。

保育所につきましては、村長がおっしゃるとおり間取りの都合もあったりしてなかなか難しい、施設も老朽化しているので難しいことは十分承知しております。お昼寝の時間なんかは子供たち、園児が結構汗をかいて大変だと思うので、時間帯等を考慮していただきながらエアコンが設置できる部屋等を考慮していただき、早急にエアコンをつけていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村土砂災害ハザードマップの周知と台風、異常降

雨時の避難勧告等、避難先の安全確保」についての質問を許します。6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** 村長にお尋ねいたします。

鳴沢村土砂災害ハザードマップの周知と台風、異常降雨時の避難勧告等、避難先の安全確保について。

鳴沢村土砂災害ハザードマップによれば、鳴沢村の裏山になる足和田山の斜面が急傾斜地ということで、土砂災害特別警戒区域等に指定されています。最近の異常気象による台風や大雨、また地震などの災害も懸念されています。

避難所に指定されている鳴沢村総合センター、大田和公民館のそばがこのような警戒区域に指定されている場所になっていますが、この避難先の安全対策はどのようにお考えでしょうか。

また、災害予想時の避難勧告等とはどのような状況で決定されますか。

鳴沢村土砂災害ハザードマップの内容周知はどのようにしておられますか。答弁をお願いします。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

鳴沢村総合センター北側と東側及び大田和公民館の倉庫の一部が急傾斜地崩壊の土砂災害特別警戒区域等に指定されております。台風などの風水害が予想される場合の避難所は、土砂災害の被災の影響がない施設の開放を考え、実際には保健センターを避難所として開放しております。

また、災害予想時の避難勧告等とはどのような状況で決定するかとの質問につきましては、災害に関する避難情報には、危険度が低い順から避難準備情報、次に避難勧告、次に避難指示があります。避難準備情報は、避難勧告や避難指示を行うことが予想される場合にそれに先立ち発令されます。被害が予想される

地域の住民、特に高齢者や避難に時間がかかる方に早めに避難を呼びかけるものです。避難勧告は、災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。指定された避難所など安全な場所への避難を勧めるためのものですが、避難を強制するものではありません。危険が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令されます避難指示が出た場合は、直ちに避難しなければなりません。

このことにより、大雨警報が発表された場合には、昼夜を問わず総務課と振興課の職員が対応に当たり、情報収集を行います。情報収集の内容は、気象庁が発表する気象情報や役場庁舎と天神山に設置された雨量計の数値、土砂災害特別警戒区域の状況と予想雨量がわかる「山梨県土砂災害警戒情報システム」等により気象情報の収集を行うほか、振興課が村内の危険箇所を巡回します。これらの収集した情報により総体的に災害の危険度が高まった場合に避難情報を発令しますが、土砂災害警報が発令される多くの要因は、富士山地区の降雨量が多くなると予想される場合がほとんどであります。このような場合でも集落地域では、降雨量も少なく、災害の発生する可能性が低くなります。

村では、土砂災害警報が発令されたから避難所を開設するのではなく、住民が避難情報に慣れてしまわないよう、総雨量の見込みや降雨時間、村内の危険箇所の状況などを判断した上で避難情報を提供し、避難所を開設することとしております。

鳴沢村の村誌を見ますと、台風などにより被害が発生していることは確認できますが、記録によりますと人的な被害については確認されていないようで、河川等がなく地理的要因などによりほかの市町村に比べ災害が少ないと思っております。

また、鳴沢村土砂災害ハザードマップは、平成24年度に社会

資本整備総合交付金を活用して1,500部作成し、全世帯に配布しました。現在も必要な方には総務課窓口で配布し、村のホームページでも閲覧することも可能となっております。

以上で渡邊明雄議員の質問にお答えしますが、細かいことは総務課長より答弁をさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** 保健センターが鳴沢村では避難所ということですが、大田和地区は余り急傾斜地というのはないかもしれませんが、やはり避難先を確保していただきたい。新庁舎も計画されているようですが、その辺も含めて新たな場所をつくっていただきたいと思います。

この前の台風21号、あれは大きくて、でも沖縄とか遠くのほうを通るからこっちは大丈夫かなと思ったら、風の影響がすごくてゴルフ場の大木が何本も倒れたり、それからちょっと裏山が石が転がっていて後で気がついたようなのが結構ありましたけれども、こういうことも危険なことだなと。前の台風は平気だったからいいかなと油断していると恐ろしいことになりかねない。

それから、今は水が流れてないけれども、昔はここが川だったというところが大田和にもあります。鳴沢でもあるでしょう。それで今液状化のマップというものをよその方ではつくっているんですけども、この辺もできたら研究していただいて次の台風に備えていただきたいと思います。

我々も役所をお願いするとか頼むだけではなくて、自助、先ほど村長もおっしゃいましたけれども、共助、それから公助ですか、この辺も自分自身が恐怖心を持って避難するとか早め早めに準備することが必要ではないかと思います。

それでは、追加ですが、総務課長さんに新たな避難先等のお考

えがあったらひとつ教えてください。

**議長（佐藤博水君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 今現在大田和地区には公共施設として大田和公民館がありまして、明雄議員の言われるとおりに、南側になります。ところが（土砂災害特別警戒区域に）指定されているのが現状であります。これ以外には先ほど申しましたとおりの公共施設としてはありませんので、とりあえず先ほど村長のほうから申しましたとおりの保健センターに一度は、避難所を開設した場合なんですが、集まっていたら、例えば台風などが過ぎて公民館の周辺の安全が確認できたらそちらに移動してもらおうということでとりあえず今のところ考えております。

**議長（佐藤博水君）** 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、その中に冬とか季節にかかわらず避難用具みたいなものを準備していただければありがたいなと。まあ、そうであると思ひますけれども、よろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 続いて、「通勤、通学道、村内の道路交差点等の安全対策」についての質問を許します。6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** 道路等について、村長にまたお伺ひします。

鳴沢村では小学校通学路の合同点検を1年に一度実施していると思ひますが、点検実施後の対策及びその後の確認はどのようにしてありますか。

住民の生活道路に県外車両も走行しています。特に観光地で渋滞が激しいようなところは、今はカーナビで村の道も案内するようないところがありますので、結構スピードを出して通る車もあるようです。ところどころに「スピード落とせ」という標示があるんですけども、速度制限が標示されていないのはなぜで

しょうか。この地域は30キロで走ってくださいとかそういうことがあるかもしれませんが、よそから来た人は規制がないのか何かあるのかわからないような状況で走られているのではないかと思います。

それから、交差点で見通しの妨げになっているような樹木、ブロック塀、これは先ほど振興課のほうで対策してくれるということでもわかりましたけれども、大きくなったような樹木の移植とか伐採、塀の改修を所有者や管理人に依頼してもらいたいですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊明雄議員の質問にお答えします。

小学校の通学路の合同点検の経過と、生活道路の速度制限やブロック塀対策、また樹木の伐採など対策はどうしているかという質問ですが、まず小学校通学路の合同点検の要望がありまして、点検には国、これは国土交通省富士吉田出張所、また県（富士吉田警察署、富士東部建設事務所）、これに鳴沢小学校、PTA役員・教育委員会、役場振興課、企画課の各課と一緒に危険箇所を確認し、検証を行っております。

道路の状況や交通量、これまでの対策内容などを総合的に判断し、富士吉田警察署から現在の対策で十分と判断された3件を除き、改善が必要と思われる案件につきましては、随時改善を進めております。

また、教育委員会では、登下校の時間帯に村道を利用しないよう村内の法人10社に社員が通勤する際、幹線道路を優先して利用するよう文書等をお願いしております。

2点目のブロック塀につきましては、倒壊の危険があるブロック塀の撤去・改善する工事費を補助し、道路の安全確保を推進するため、今回の補正予算に計上して、決裁をいただきました。

また、集落の道路にはみ出している樹木については、緊急車両等の支障にならないよう、所有者に樹木の処理をお願いしております。また、山間部も含め、防災行政無線、広報等を通じて支障木の処理についてお願いをしております。

速度制限標示がないというご質問ですが、速度規制については山梨県公安委員会の権限にかかることであり、村道であることからそれもお願いしてありませんでした。そのために村では注意看板、路面標示での対策を実施しておるところでございます。

現在第1区からの陳情により「原のみち」村道1-1号線ですが、一部に速度抑制策としてポールを設置しており、減速の効果が上がっているかとも思っております。

いずれにいたしましても、通学路等の安全対策は重要と考えております。引き続き安協鳴沢支部のご協力をいただき、また住民の皆様にも交通ルールを守るなど安全運転を徹底していただくことが何よりも大切だと思っております。

以上で渡邊明雄議員の質問の答えとさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** 安協とか警察署と連絡されて特に問題ないというようなお話がありましたけれども、速度制限を道路に書き込むとか、速度規制のマークをつけるとかというのが必要ではないかと思えますけれども、その辺のお考えについてもう一度お願いしたいです。

**議長（佐藤博水君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺安司君）** ただいまの質問の速度制限の標示につきましては、先ほど村長が申し上げましたように山梨県公安委員会の所管する事項でございますので、陳情等その道路の速度を制限する場合には、警察のほうで違反車両をチェックする必要がありますので、村のほうで道路の構造上、自動車等がスピー



ドを出さないように抑制するような手立ても並行して実施する必要があるということで、陳情してもすぐには難しいようでございます。このため村では注意看板ですとか、一旦停止、減速マークや速度注意といった路面標示をして対策を行っている状況でございます。

議長（佐藤博水君） 6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） そういうことであればまた改めて検討していただいて、善処してもらえればいいかなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 続いて、「害獣の駆除に対する助成」についての質問を許します。6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） このことについて質問いたします。

振興課長にお願いいたします。

鳴沢住民、農家等でわななどの狩猟免許を有する者が害獣を捕らえたときに、その処分等に村単独予算で助成金を出すことにより害獣駆除をする方が増え、農作物被害の軽減につながると思いますが、そのようなお考えはありますか。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

有害獣については、捕獲頭数の推移から長期的に明らかな増加傾向にあり、農業者の営農意欲をそぐものであり、その対策は急務であると思っております。

さて、有害鳥獣捕獲に係る狩猟者に対する助成金につきましては、山梨県の単独事業である特定鳥獣適正管理事業費補助金を活用し、猟友会に対して有害鳥獣駆除対策委託としまして300万円を支出しております。これは増え過ぎた鳥獣を適正な生息頭数とするため、特定鳥獣管理計画に基づき、山梨県が許可して行う管理捕獲に対する助成でございます。

渡邊明雄議員の質問にあります「鳴沢住民、農家等でわななどの狩猟免許を有する人が害獣を捕らえたとき」とは、狩猟の種別的には管理捕獲ではなく、有害鳥獣捕獲に該当しますが、現在まで本村では有害鳥獣捕獲に対しての助成は行っておりません。しかし、村猟友会は構成員の高齢化が進み、将来的に現在のような状況を維持していくことは非常に困難であると思われます。このことから、渡邊明雄議員のおっしゃるとおり猟友会に全てを頼るのではなく、住民もかかわる地域ぐるみでの取り組みが重要です。

農林水産省の補助金で鳥獣被害防止総合対策事業費補助金という制度がございます。その制度を活用して村費を加算した上で管理捕獲以外の有害鳥獣捕獲に対しても助成できる仕組みの構築を検討するとともに、この助成制度を効果的に実施していくために従来から行っております狩猟免許取得についても今まで以上に推進していきたいと考えております。

以上で渡邊明雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） 害獣により農家の生産意欲が落ちて、トウモロコシを作ってもサルに持っていかれたり、キャベツなんかもシカに荒らされたりということがありますので、そういうことを対策していただければまた農家も安心して仕事できるのではないかと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、「道の駅なるさわ施設拡充について」の質問を許します。

3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 道の駅の施設拡充について、村長にお尋ねいたします。

道の駅なるさわは、平成7年に開業以来23年経過しています。その間実績を伸ばし村にも村民にも貢献してきましたが、売り上げ実績は平成22年ころをピークに伸び悩んでいます。

物産館は、出荷する農産物もふえて出荷者は売り場を確保するため早朝より並んでいる状況です。精算レジは客の長蛇の列です。

軽食堂は全体が狭く、いつも混雑し落ち着いて食事がとれないのではないかと感じます。

顧客がもう一度訪れたいという顧客満足度の向上及び売り上げ実績を向上させるため、道の駅なるさわの物産館、軽食堂の拡充をすべきと考えますが、考えをお伺いいたします。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林清一議員の質問にお答えさせていただきます。

道の駅なるさわがオープンして23年を経過し、施設も修繕が必要となっておりますが、今後利用者の増加と売り上げを伸ばすために物産館及び軽食コーナーを利用する必要があるのではないかという質問ですが、ご質問のとおり道の駅はオープンして23年を経過し、施設の修繕が発生しております。駐車場の舗装整備を初め軽食コーナーの排気設備の修繕、トイレ改修、浄化槽の修繕、また物産館関係では、入り口の自動ドア整備や農家などからの物品を管理する倉庫、このほか県の農業支援補助事業として、陳列棚と冷蔵庫・レジシステムの導入などを図り、平成12年からの改修や整備に要した総額は約1億8,000万円となっております。現在の道の駅の物産館や軽食コーナーの年間の売り上げは約5億2,000万円となっており、このうち地元の野菜等の販売は約1億円と増加しております。

現在、設備の見直しも含め調査・研究、また検討しております

が、施設全体を改修する有利な補助金や制度がない状況です。現行の交付金制度を活用して第1駐車場舗装整備と浄化槽の処理する人槽を大きくし、災害に強い道の駅として設計している段階です。

私もこの道の駅が鳴沢村を代表する施設であり、リニューアルする必要性を感じております。しかしながら、現在の道の駅周辺は、国道の両側100メートルが国立公園の第2種特別地域という規制があり、道の駅の建築物を南側に建設した経緯もあります。

議員各位におかれましても、このような特別地域の規制の状況を踏まえる中で調査・研究などをし、道の駅を初め地域活性化の進展が図られるご提案をいただきますようお願い申し上げます。小林清一議員の答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 施設全体の改修ということで、資金面と言われて私どもも利用できる補助金や制度というものを一緒に研究していきたいと思っております。

また、当施設は投資することによって還元される施設だと思えます。ぜひ早い時期に実施できることを期待しまして、質問を終わります。

以上です。

**議長（佐藤博水君）** 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「内閣府への特区の提案の考えは」についての質問を許します。1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 内閣府への特区の提案の考えについて村長にお伺いします。

広大な土地を有する鳴沢村ではありますが、実情に合わなくなった国の規制によりさまざまな経済活動や事業が妨げられてい

ます。ゴルフ場予定地だったができなくなって放置状態の土地、富士山の観光スポットでありながら樹木が伐採できず景観が損なわれている土地などなど。

構造改革特区制度を活用して規制の特例措置を提案し、それを活用した事業を実施するといった自治体としての計画を立てることが必要と思われませんが、その考えをお伺いします。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 三浦直樹議員の質問にお答えさせていただきます。

国の構造改革特区制度は、平成14年に創設された制度で、国規制が民間の経済活動や市町村の事業を推進する場合、実情に合わなくなったとき地域を限定して改革することにより地域を活性化する目的で創設された制度です。いわゆる「どぶろく特区」は皆さんもご存じと思います。

まず1点目の質問のゴルフ場予定地、ここは知事の林地開発許可に当たり国の規制とは別の問題となるため特区の対象とはなりません。行政といたしましても、広大な面積であり、土地利用上からも一日も早い解決に向け、山梨県への働きかけや開発地を一括しての企業誘致を推進しております。

2点目の東海自然歩道沿いの伐採については、足和田山全体が水源涵養保安林の指定区域となっており、国の森林法及び森林法施行令で伐採の方法や限度、伐採林齢などの基準が定められております。

五湖台周辺はヒノキが植栽されており、55年以上のヒノキは伐採可能ですが、伐採後2年以内に新たな植栽、これは広葉樹でも可能なようでございますが、植栽が必要となります。しかし、県に確認したところ、足和田山からの眺望を良くするために、森林組合が県の間伐補助を受けて間伐を実施いたしました。

これが4、5年前で、20年たたなければまたこれの活用とかそういう施業ができないこととなっており、補助金制度の協定として20年間の制約があるというようなことで、またここを間伐するというようなこともできないような状況です。

今回、三浦議員がわかりやすく2つの事例で質問されましたが、国の法律でその法律の趣旨や目的があって法律が整備されていますが、村の事業や日常の事務の中で事業の見直し・発想の転換はともに重要であり、この構造改革特区制度を精査し、使用可能な事業の場合はこの制度を活用していきたいと考えております。

以上で三浦直樹議員の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 今の答弁で、五湖台に関しましてはあと16年後まで伐採できないとなるとかなりひどい景観になることが予想されます。何らかの対策が必要であるかと思われませんが、具体的な策は何かあるでしょうか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 暫時休憩。

議長（佐藤博水君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時13分

議長（佐藤博水君） 再開します。

企画課長。

企画課長（渡辺安司君） ただいまの質問がありました間伐の補助事業を活用して約20年の制約があるということで、間伐から

約16年たたないと伐採ができないという質問でございましたが、確認したところこういった補助金につきましては、その補助金を返還すれば伐採が可能ということがございます。こういったときにはまた県との協議が必要になってくるかと思えます。以上です。

**議長（佐藤博水君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 補助金を返還するのは難しいかと思えます。

特区についてですが、これまで特区で措置された規制改革メニューは都市再生、創業、外国人材、観光、医療、介護、保育、雇用、教育、農林水産業、近未来技術と多岐にわたります。いずれの事項もさまざまな自治体で活用され、全国区で実現となった規制改革も27件ございます。村でやりたい思い切った事業が可能になるかもしれないこの制度を、企画課に限らず役場全ての各課で検討していただき、地方からの提案で国の制度を動かして行っていただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

## ◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（佐藤博水君）** 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(佐藤博水君)** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件はその整理を議長に委任することに決定しました。これにて平成30年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月21日

議会議長

署名議員

署名議員